

新型コロナウイルス感染症の市の対応について

八王子市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせします。（4月3日時点）

記

1 新型コロナウイルス感染者情報の公表について

令和2年（2020年）4月1日、東京都が「都内感染者数が急増していることをうけて、都民に対してより一層の注意喚起を図る観点から、区市町村別患者数についても公表することとする。』と方針変更し、3月31日時点での累計値を公表しました。

東京都の方針変更にあわせ、本市においても感染者の個別の情報（感染確定日、年代、退院等、渡航歴又は接触歴など）をプレスリリースするとともに、ホームページに公開することとしました。

（1）公表開始日

4月3日（金）から

（2）公表基準

別紙のとおり

（3）市内の新型コロナウイルス感染者情報

市内感染者数累計（令和2年4月1日現在）

| No | 感染確定日 | 年代 | 退院等 | 渡航歴又は接触歴 | 備考 |
|----|-------|-----|-----|----------|-----------|
| 1 | 3月2日 | 70代 | ○ | ○ | |
| 2 | 3月5日 | 40代 | ○ | ○ | |
| 3 | 3月20日 | 20代 | | ○ | |
| 4 | 3月24日 | 20代 | | ○ | No.3と接触あり |
| 5 | 3月24日 | 40代 | | ○ | No.4と接触あり |

（注釈）感染者の住所地については、町名などを公表することにより地域で暮らす方々の生活を脅かすような風評を生む恐れがあるため公表いたしません。感染者の方々は医療機関にて治療を行っていますのでご心配ありません。感染者の勤務先や感染ルートなどについても個人情報保護や人権への配慮から公表いたしません。ご理解をお願いいたします。なお、本市保健所において、既に感染者やご家族、濃厚接触者に対する必要な対応を行っております。

（注釈）本市保健所が把握している都外発生（他県で検査を実施）分を含むため、東京都が公表している区市町村別患者数（都内発生分）と一致しない場合があります。

2 公共施設の利用休止及びイベント等の開催について（期間延長）

都内において、陽性患者数が急激に増加し、感染経路のわからない患者が増えているなど、感染拡大の局面にあり、都全体として活動自粛を呼びかけています。引き続き重要な局面にあることを踏まえ、感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を抑制していく観点から、下記のとおり市施設の利用休止及びイベント等の中止・延期及び、新規予約を受け付けない期間の延長を行います。

(1) 利用休止及びイベント等の中止・延期期間

【変更前】令和2年（2020年）4月12日（日）まで

→【変更後】令和2年（2020年）5月6日（水・祝）まで

(2) 新規予約を受け付けない期間

【変更前】令和2年（2020年）4月13日（月）から4月30日（木）まで

→【変更後】令和2年（2020年）4月13日（月）から5月31日（日）まで

<問い合わせ>新型コロナウイルス感染症危機管理本部 事務局

生活安全部防災課長 菅野 042-620-7207

3 公共施設の利用にかかるキャンセル等の還付の取り扱いについて

現在、各施設において、利用者（主催者）が4月30日までの予約分を新型コロナウイルスの拡大防止を理由にキャンセルした場合は、その利用料金は還付しているところですが、今後の対応については、次のとおり対応します。

(1) 5月1日以降の利用キャンセルに係る対応について

4月1日から4月30日までの利用キャンセルに加え、5月1日以降の予約分についても、新型コロナウイルスの拡大防止を理由にキャンセルした場合は、その利用料金を全額還付します。

なお、5月1日以降の予約分については、利用者（主催者）から申し出があった場合に限り対応するものとし、施設側から利用者に対し積極的にキャンセルを促すことはしないこととします。

(2) 5月1日以降の利用料金の支払いに係る対応について

5月1日以降の予約分について、その利用料金の支払い期限が到来している場合においても、利用者（主催者）が施設の利用を確定していない場合には、利用料金の支払い期限を延長（徴収を猶予）できることとします。

<問い合わせ>新型コロナウイルス感染症危機管理本部 事務局

生活安全部防災課長 菅野 042-620-7207

<八王子市長コメント>

世界的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、東京都において4月1日から「新型コロナウイルス関連患者居住地の自治体別内訳」が公開され、本市でも本日から市内感染状況を公表することにいたしました。4月3日現在、本市在住者としては5人の感染を確認しております。市民の皆様におかれましては、不安を感じておられることとは思いますが、患者やそのご家族へのプライバシーの配慮にご理解いただき、冷静な行動をお願い申し上げます。

また、本市公共施設の利用休止及びイベント等の中止・延期の期間を、これまでの4月12日から5月6日まで延長することといたしました。未曾有の危機への対応にご理解とご協力をいただきたいと思います。

本市はもとより、全国で医療現場の最前線に従事されているすべての皆様に対して、この場をお借りして感謝を申し上げます。現在の医療体制が維持できるかどうかは、年代に関係なく、私たちの一人ひとりの行動にかかっています。感染は誰にでも起こりうることです。自分自身を守り、家族や身近な人の健康と生命も守っていただけるよう重ねてご協力をお願いいたします。

令和2年（2020年）3月3日
令和2年（2020年）4月3日一部改正
新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議

新型コロナウイルス感染症に伴う患者発生に関する公表の考え方（公表基準）

本市が行う情報の公表に当たっては、令和2年2月27日の厚生労働省より出された「一類感染症*が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（別添）に基づき、下記のとおり対応します。

記

1 公表の目的

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。

なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する。

2 公表基準

発生件数の計上及び公表は、発生届を受理した保健所の都道府県が実施するのが基本であるが、感染症のまん延を防止する観点から個別に公表することが適切と判断した場合は、八王子市保健所において個別に対応する。（例えば、八王子市内医療機関から八王子市保健所に発生届出書が提出された場合は、他道府県民であっても、東京都の発生件数に計上し、都が公表を行う。）

3 公表する情報

（1）東京都が公表

感染者に接触した可能性のある者を把握できている場合は、公衆衛生上の対策に関する情報（居住している都内自治体名、年代、性別、症状等）について公表する。

（2）八王子市が公表

①東京都の公表日にあわせ、感染者の個別の情報（感染確定日、年代、退院等、渡航歴又は接触歴、備考）を本市ホームページにて公表する。

②感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合当該感染症の感染経路（接触感染、飛沫感染、又は空気感染等）に鑑みて、感染者と接触した可能性のある者を把握するため、及び感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするために必要な情報を公表する。

また、その際には誤った情報が広まることのないように、感染者の症状、他者へ感染させる可能性がある接触の有無等の正確な情報を発信する。

③医療機関、福祉施設等、院内感染や集団感染により、施設の閉鎖や利用者の制限等社会的に大きな影響が予測される場合は、当該機関と調整のうえ、職場名や所在地の公表を検討する。

*一類感染症とは、感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づく総合的観点からみた危険性が極めて高い感染症原則入院、消毒等の対物措置がとられる。例：エボラ出血熱、ペスト等